

第 46 回理事会議事録

令和 7 年 2 月 2 7 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第 46 回理事会議事録

1. 招集年月日 令和 6 年 1 0 月 2 9 日（火）
2. 開催場所 「スタンダード会議室日本橋馬喰町店 4 階 A 室」
東京都中央区日本橋馬喰町 1－5－4 中庄ビル
3. 開催日時 令和 7 年 2 月 2 7 日（木） 午後 2 時 5 5 分
4. 理事現在数 4 名
5. 出席理事数 3 名
（出席者）炭谷 茂、鶴 精三、新津 浩平
（欠席者）小林 悦夫
（監事出席）蒲生 七郎、森居 秀彰

6. 概要

事務局から理事現在数 4 名中、出席者は 3 名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

次に、炭谷代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行い、定款第 3 7 条に基づき理事長である炭谷氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第 4 5 条に基づき、炭谷理事長、蒲生監事、森居監事とする。

7. 議案等

（1）第一号議案

「令和 7 年度事業計画書及び予算書」の件

（2）第二号議案

「事業安定化準備資産 2 への繰入」の件

（3）第三号議案

「会計規程及び組織規程の改正」の件

（4）第四号議案

「顧問の選任」の件

(5) 第五号議案

「第20回臨時評議員会を決議の省略により開催する」件

(6) 報告事項等

①「職務執行状況報告（理事長）」

②「職務執行状況報告（常務理事）」

◎ 第1号議案 「令和7年度事業計画書及び予算書」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

(1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後の第15事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日迄となること。

(2) 平成23年10月に公益財団法人に移行してから、事業年度としては15年目を迎える。移行時と比較して、予算規模は半分程度に減少するなど公益財団発足から現在までの間に、援護基金の事業を取り巻く環境は大きく変化してきている。

公益法人制度の枠組みの中で運営を行うには何かと課題は多いが、公益法人制度に則り的確な対応ができるよう引き続き職員間の意識改革を図り、運営体制の充実に努めることとする。

(3) 一昨年中国残留孤児1世帯1名が永住帰国し、今後も数世帯の永住帰国者が考えられる。帰国者支援事業は、帰国者の高齢化、帰国者問題の風化及び帰国者を支援する民間団体等の減少、さらには3年以上続いた新型コロナウイルス感染等の影響により変化してきている。

今後はこれらの事象を踏まえ、常に現状を適格に把握し、堅実な事業を実施していくこととする。

また、令和7年度から、新たに東海・北陸中国帰国者支援・交流センターの運営を受託したことから、更なる堅実な事業の実施が求められることになる。

(4) 収入面においては、寄付金収入の増加を見込むことは、大変難しくなっているが、国が実施する中国残留邦人等の体験と労苦を伝える「語り部」事業の活用等普及啓発活動を地道に進めながら寄付金収入の減少傾向に少しでも歯止めをかける努力を続けていくこととする。

また、資産の運用においては、引き続き堅実な運用を図り、安定的な収益を目指すこととする。

支出面においては、公益財団として求められる役割を果たしながら、現状に即した効果的な支出を行うとともに、国からの委託費を含め、あらゆる点にお

いて無駄削減、合理化の努力を続けることとする。

- (5) 令和7年度事業計画について「公1」の3事業、「公2」の12事業の各々、また大きな変更点として東海・北陸中国帰国者支援・交流センターの運営を国から受託することになったことについて説明した。
- (6) 予算書について経常収益、経常費用のポイント、約600万円の赤字予算となること、東海・北陸中国帰国者支援・交流センターを受託することによる影響及び遊休財産の保有限度額の状況などを説明した。

第1号議案に対する各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

鶴 理 事：7年度基本方針の説明の中で、一昨年1世帯1名が永住帰国したとの話があったが、なぜこのように永住帰国者が減少しているのか。

事 務 局：今後も数世帯の永住帰国が見込まれているが、現在中国に残っている残留邦人のほとんどの方は永住帰国することを希望していないようなのでこのような状況になっている。

理 事 長：一昨年に永住帰国した女性はどうして永住帰国を決意したのだろうか。かなりの高齢で85、6歳とか90歳近いのではないか。

事 務 局：帰国時79歳でセンター退所時には80歳であった。配偶者が亡くなり一人になったこと、実の兄や姉がすでに日本に帰っていたことから永住帰国を決意して帰国したそうだ。

事 務 局：先日、首都圏センターに電話があったが元気に暮らしている様子であった。横浜で兄が住んでいるのと同じ公営住宅に住んでいる。

理 事 長：それならば安心だ。

第1号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

- ◎ 第2号議案 「事業安定化準備資産2への繰入」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

当財団の令和5年度決算において遊休財産の保有限度額を約1,060万円超過し、内閣府からその解消を求められている。

令和6年度は令和5年度に比べ公益目的事業の経常費用が約470万円増加したこともあり、1月時点の仮決算では令和6年度末の遊休財産は保有限度額を約465万円の超過と見込まれ、500万円強の解消ができた。しかし、約500万円弱の超過であり、最終的な決算では500万円を上回る超過となる可能性が

ある。

そのため、事業安定化準備資産2に公1(1)、公2(1)事業の流動資産より1,000万円を繰入し、遊休財産の保有限度額超過を確実に解消したうえで、令和6年度(第14事業年度)決算をすることとしたい。

第2号議案に対する各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

理 事 長：現在の遊休財産はどの程度か。

事 務 局：仮決算段階であるが遊休財産額は218,181,716円となっている。保有限度額が213,529,060円と見込まれるので、4,652,656円の超過となっている。このままでは令和7年度も保有限度額を超過する状況にあったが、東海・北陸中国帰国者支援・交流センターの運営を受託したことにより、保有限度額は252,378,059円、遊休財産額は217,368,788円となり、超過額は-35,009,271円と見込まれ、この課題をクリアする状況となっている。

第2号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第3号議案 「会計規程及び組織規程の改正」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

令和7年4月1日から東海・北陸中国帰国者支援・交流センター運営事業を受託することから、東海・北陸中国帰国者支援・交流センターに関する事項を追加し会計規程及び組織規程の改正を行うことの承認を得たい。

会計規程については東海・北陸中国帰国者支援・交流センターに関する事項を追加したものとなる。なお、東海・北陸中国帰国者支援・交流センター受託準備のために支出の可能性があることから、本日承認を得られた場合は1月1日に遡及して適用することとしたい。

組織規程についても同様に東海・北陸中国帰国者支援・交流センターに関する事項を追加したものとなる。ただし、首都圏中国帰国者支援・交流センターと事業内容が一部異なることから、そこについてはそれぞれのセンターの事業内容に即している。組織規程については4月1日付で改正したい。

第3号議案に対する各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

理事 長：会計規程については1月1日に遡及してということだが、東海・北陸中国帰国者支援・交流センターの受託は4月1日からであり、組織規程も4月1日付での改正である。4月1日までは援護基金の組織に東海・北陸中国帰国者支援・交流センターは存在していない。それなのに会計規程上1月1日から東海・北陸中国帰国者支援・交流センターに関する事項を適用するというのは矛盾していないか。3月までは準備にかかる費用を援護基金本部が支出するしかないだろう。存在していないセンターについて1月から適用するというのはおかしくないか。

蒲生監事：東海・北陸中国帰国者支援・交流センターを受託運営するのはいつからになるのか。

事務局：4月1日からとなる。

蒲生監事：事業計画の説明の中にあった内閣府へ変更届を提出するというのはこのことか。

事務局：その通り。4月1日から新たに委託を受けるということを届け出ることが必要となっている。

蒲生監事：それであれば、やはり全て4月1日からでないとおかしい。

理事 長：どちらも4月1日からに合わせるべきだろう。

事務局：ご指摘どおり、会計規程は4月1日付の改正と改める。

森居監事：組織規程について第2条に組織とあり、その中に事務局に本部事務局を置くとあるが、第3条で事務局に事務局長を置くとになっている。第2条でいう事務局というのは組織上存在しないのではないか。

理事 長：このままでは第3条もおかしくなる。事務局に事務局長を置くという条文の事務局長というのは本部の事務局長ではないのか。

蒲生監事：本部の事務局長のことだろう。

事務局：本部の事務局長を指している。

理事 長：このままでは事務局に事務局長がいて、本部事務局にも事務局長がいることになる。やはり修正する必要があるのではないか。第2条の「事務局に、本部事務局…」の「事務局」は「この法人」としたらどうか。

蒲生監事：「この法人に、本部事務局、首都圏中国帰国者支援・交流センター、東海・北陸中国帰国者支援・交流センターを置く」とするべき。

森居監事：第3条の第1項も「事務局に事務局長を置く」ではなく「本部事務局に事務局長を置く」とするべき。

事務局：ご指摘のとおり第2条については「この法人に、本部事務局、首都圏中国帰国者支援・交流センター、東海・北陸中国帰国者支援・交流センターを置く」とし、第3条第1項は「本部事務局に事務局長を置く」と修正することとする。

第3号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案の会計規程の改正日を令和7年4月1日とすること、組織規程の第2条を「この法人に、本部事務局、首都圏中国帰国者支援・交流センター、東海・北陸中国帰国者支援・交流センターを置く」とすること、第3条第1項を「本部事務局に事務局長を置く」と修正することで全会一致で承認された。

◎ 第4号議案 「顧問の選任」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

現在、竹之下和雄氏に当財団の顧問をお願いしているが、来年度も引き続き選任したいので承認をいただきたい。略歴は別紙のとおりである。

当財団顧問の選任については「定款」第36条第3項の規定に基づく理事会決議事項である。また、「顧問の報酬並びに費用に関する支給基準」第3条第2項で、「各々の本俸月額が俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。」としている。

選任：竹之下和雄

任期：令和7年4月1日から令和8年3月31日

報酬月額：顧6号 200,000円（月8日間勤務の場合）

第4号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第5号議案 「第20回臨時評議員会を決議の省略により開催する」件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

令和6年11月6日及び7日実施の日本橋税務署による源泉所得税調査において非常勤役員及び評議員が理事会及び評議員等の会合に出席する場合又は特別な職務を遂行する場合の報酬に係る源泉徴収税額の誤りが指摘されたことに基づき、現行の「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」第3条第4項を改正するため、決議の省略にて開催することとしたい。「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」第12条で「この規程の改廃は、評議員会の決

議を経て行う。」と定めていることから評議員会の開催が必要となる。

開催は本理事会での承認を得た後、令和7年2月28日付で「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準の改正」の件を議案として、評議員に郵送して行う。

改正箇所は「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」第3条第4項となる。現在は『非常勤の役員及び評議員には、理事会及び評議員等の会合に出席する場合又は特別な職務を遂行する場合は、報酬として1日当たり10,000円（総支給額10,027円から源泉徴収税額27円を差し引く）を支給することができる。』としているところだが、この中の（総支給額10,027円から源泉徴収税額27円を差し引く）の部分を（総支給額12,640円から源泉徴収税額2,640円を差し引く）と改正する。

改正前は、税区分丙（日額表適用）を使用していたが、日本橋税務署の指摘を受けて税区分乙（日額表適用）を使用するもの。

なお、令和7年1月24日に、令和2年2月10日から令和6年10月10日までの追徴税として360,594円を日本橋税務署に納付済である。

第5号議案に対する各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

蒲生監事：本日、理事会で了承を得て、評議員会でも了承が必要ということか。

理事長：改正については評議員会が決議するもので、理事会ではこの議案を評議員会にかけることの是非を決議するものだが、理事会が了承しなければ、評議員会が開かれないので実質的にはそういうことになる。

森居監事：税区分の誤りを指摘されて追徴されたというのは仕方ないのだが、何期分遡って追徴するかは税務署の裁量なのか。最大何年遡りで徴収されるのか。

蒲生監事：過去5年分までのはず。今回も令和2年から6年のちょうど5年分になる。令和元年度以前も誤りがあったが、そこは遡って徴収しないということだろう。

事務局：援護基金でも当初は1割の源泉徴収をしていたが、当時の税理士から内部の役員等の場合はこちらの税区分で良いという指摘を受けて変更した経緯がある。20年位前からこの区分で源泉徴収していた。

森居監事：それであれば今回も税務署の指摘に抗うこともできたのではないか。

事務局：税務署と争うのは難しい。現在お願いしている税理士にも相談したが、最終的に受け入れざるを得ないという結果になった。

第5号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 報告事項等

(1) 職務執行状況報告（炭谷理事長、第44回理事会以降）

炭谷理事長から次の職務執行状況報告があった。

昨年6月7日に開催した第44回理事会から本日までの職務執行状況を報告する。この間、概ね毎月一回、常務理事から報告を受け必要事項について決裁を行った。

この間の主な事項は次のとおり。

1. 第44回理事会の議事録等の決裁と署名。
2. 第19回評議員会の議事録等の決裁。
3. 第45回臨時理事会資料及び議事録等の決裁。
4. 東海・北陸中国帰国者支援・交流センター受託にかかる規程改正案の決裁。
5. 第46回理事会資料の決裁。
6. その他、援護基金保有債券（1千万円以上）の満期償還等に伴う買換の決裁等。

主なものは以上となるが、理事会等の決議や定款に抵触するような案件はなかった。

(2) 職務執行状況報告（新津常務理事）

新津常務理事から職務執行状況報告があった。

この間の主な事項は次のとおり。

1. 第19回評議員会資料の作成。
2. 個人情報の取扱いに係る厚生労働省の立入検査の対応。
3. 第45回臨時理事会資料及び議事録等の作成。
4. 東海・北陸中国帰国者支援・交流センター受託にかかる規定改正案の作成。
5. 第46回理事会資料の作成。
6. 援護基金保有債券（1千万円以下）の満期償還等に伴う買換の決裁。等

以上をもって第46回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を

宣し解散した。(閉会時間：午後3時52分)

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名押印する。

令和 7年 3月 13日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長 炭 石 大

監 事 蒲 生 七 郎

監 事 森 居 秀 彰